

第三者認証の実施 ENERGY STAR®製品	
件名 ：ENERGY STAR 検証試験の補足指針：製品選択、製品 入手、および結果報告	指令番号：2011-06
	日付：2011年8月3日

以下の指針は、*ENERGY STAR®プログラムの認証機関の承認に関する条件と基準*に対する補足指針であり、検証試験用の製品選択と入手、および EPA に対する結果報告に関するものである。

製品選択

EPAの適合製品一覧（QPL：qualified products lists）におけるすべての固有モデルは、現在米国において販売されている製品であり、検証試験の対象となる。固有のモデルを判断する目的のため、認証機関（CB）は、自社ブランド化モデル（privately labeled model）と製品群（ファミリー）の両方を考慮しなくてはならない。自社ブランド化モデルおよび関連するOEMモデルは1つの固有モデルとして見なされ、当該モデルのうちのいずれか1つが検証試験用に使われる可能性がある。同様に、製品群は固有モデルを判断する目的において単一モデルとして見なされるが、当該製品群のうちのいずれか1つが検証試験用に使われる可能性がある。¹ 毎年少なくとも固有モデルの10%を検証試験の目的のために試験すること。この10%とは、ENERGY STAR製品基準における製品区分に基づいていること（例：すべての画像機器製品の10%、コンピュータ基準の対象である製品の10%など）。CBは、最も近い整数に四捨五入して、試験するモデル数を決定する。またCBは、選択したモデルの1つまたはそれ以上を当該年に試験できない場合には、代替りのモデルを選択すること。

新規および改定された基準に対する検証試験は、当該基準が発効するまで実施しなくてよい。各CBは、明確な試験周期と選択日を持ち、年初に10%を1回または年に5%を2回選択する、あるいは交互選択スケジュールに準拠することができる。選択される割合は、CBが認証した固有のモデル数および製品選択日のQPLに基づいていること。少なくとも当該モデルの50%は無作為に選択されるが、CBが*認証機関の承認に関する条件と基準*の第3（C）項における要因に基づいて50%のモデルを選択できない場合には、前者モデル数は増加する可能性がある。定期的にEPAはエネルギー消費効率化プログラム出資者（EEPS：energy efficiency program sponsor）およびその他からの製品候補指名を受け入れるとともに、それらを検証試験の対象に含め、CBと共有する予定である。CBは、製品選択に影響を与える他の要因を突きとめることに責任を有する。

機器を入手する前に、CBは選択したモデルの入手可能性を確認すること。同一モデルあるいは同じ製品群のモデルが過去12ヶ月間にCBにより検証試験用として調達されたことがある、あるいはCBにより検証試験用として既に調達されていることを、製造事業者または自社ブランド化事業者が証明できるならば、そのモデルは試験を免除される可能性がある。製造工程における試験の場合、製造事業者は製造計画を提供しなければならない。CBは、その製造計画に応じて試験用に別のモデルを選択することを決めることができる。

*ENERGY STAR®プログラムの認証機関の承認に関する条件と基準*に明記されているように、製造工程における試験は、陳列棚からの製品調達または保管倉庫からの製品入手が不可能な場合においてのみ適切とされる。例としては、選択した製品が、購入および／または輸送するには極めて高価である場合、注文生産品である場合、あるいは通常の小売り販売経路からは入手できない場合が

¹ 「基本モデル群（basic model groups）」という用語は、一部のENERGY STAR基準において使用されており、検証試験の目的において、製品群（product family）と同じように扱われる。

挙げられる。これら例に基づき、以下の ENERGY STAR 製品区分が製造工程からの調達の対象となる。

- すべての外食産業用製品
- 製品速度が 50ipm (images per minute) を超えるすべての画像機器製品
- サーバー
- ワークステーション
- 小型業務用 HVAC

その他製品区分については、CB は、製品が注文生産されている、あるいは陳列棚あるいは保管倉庫から入手できない場合において、製造工程から調達することができる。極めて高価な製品の場合、CB は、当該モデルが陳列棚から製品を入手して実施する試験の対象であるかを EPA に確認すること。

試験に対するすべての異議申し立ては、CB に対する当該異議申し立ての届出から 5 営業日以内に EPA に付託されること。

機器の入手

モデル選択の際、製造事業者は、機器の入手可能性に関して届出することが求められる。検証試験は米国において販売されている製品のみを対象にしているため、製品を入手可能な場所は米国内でなければならない。オンライン注文の場合、製品は、米国内の宛先に出荷されなければならない。近隣であるが米国外に位置する保管倉庫から直接製品を入手することを選択する場合、CB は EPA にその旨を相談すること。

機器が検証試験用に入手可能であることを確実にするために、モデルの選択後すぐに機器を入手しなければならない。機器が適合製品一覧に掲載されているときに調達されるようにするために、該当する基準の同一バージョンが施行されているときに選択と調達を行わなければならない。

選択されたモデルが米国において販売されていない場合には、2つの選択肢がある。当該モデルが製品群の一部である場合、CB は、当該製品群内の別のモデルが市場において入手可能であるかを判断し、その別モデルを試験用に選択する。あるいは、当該モデルは QPL から削除され、以下の措置がとられる。

1. 責任を有する製造事業者は、自社の認証されたモデルすべての入手可能性を再確認する。
2. CB は、当該製造事業者の別モデルを試験用に選択する。
3. 選択したモデルの入手可能性に関して継続的な課題がある場合、CB は、翌年以降の試験に当該製造事業者を選出することを検討する。

CB は、製造事業者が特定する小売店舗およびこれら小売り事業者のオンラインショップから、試験サンプルの調達を試みる。照明製品について CB は、少なくとも地理的に多様な 3 店舗から試験サンプルを調達すること。正規製品を販売している他の店舗も認められるが、CB は、他の不明なインターネット調達源（すなわち、灰色市場調達源）からサンプルを調達してはならない。製品は、製品調達時に施行されている基準バージョンに対して試験される。

報告

CB は、CB による試験不合格の判定から 2 営業日以内に、件名に「FAILURE (不合格)」の文字と製造事業者名およびモデル番号を表記した不合格の報告を enforcement@energystar.gov宛に送信すること。

本報告書には試験不合格に関する基本情報が記載された集計表が含まれていなければならない。なお集計表には以下の情報が記載される。

- a. 製品名、モデル番号、および製造番号
- b. 当該製品群における別モデルおよび／または自社ブランド化モデルを含む関連製品
- c. 関連する初期試験結果
- d. 関連する検証試験結果
- e. 検証試験の日付
- f. 機器を入手した場所
- g. 機器を入手した日
- h. 製品を試験した試験所の名称と EPA 事業者 ID 番号

年 2 回（1 月と 7 月）、CB は過去 6 ヶ月間に試験したモデルの概要を提出すること。この概要には、モデル名、モデル番号、および最上位の試験結果に加えて、その製品を入手し試験した場所に関する情報が記載される。製品が陳列棚から入手されていない、および／または第三者試験所で試験されていない場合、CB はその理由を説明すること。また本概要には、試験用に選択したが試験を行わなかった製品の一覧とその理由も記載すること。EPA は、CB 用に概要報告書の定型書式を提供する予定である。